

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成28年5月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第14号

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の150」を「100分の160」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の75」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。